

○神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）新旧対照表（案）

新	旧
<p>(権限の委任)</p> <p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第8項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を經由した県税事務所の長に委任する。</p>	<p>(権限の委任)</p> <p>第1条 徴収金（県税並びにその延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。次項、第3条第2項第4号、<u>第7条第9項</u>、第10条及び第34条を除き、以下同じ。）の賦課徴収、徴収金の徴収のためにする登記又は登録及び県税に係る過料処分に関する事務は、次に掲げる事項を除き、県税事務所又は神奈川県自動車税管理事務所（以下「県税事務所等」という。）の長（以下「所長」という。）に委任する。ただし、神奈川県県税条例（昭和45年神奈川県条例第26号。以下「条例」という。）第4条第1項の表の事務の欄に掲げる事務は同表の当該県税事務所等の欄に掲げる県税事務所等の長に、条例第8条第1項に規定する証明書の交付に関する事務（同表の事務の欄に掲げる事務を除く。）は当該証明書の交付の請求を受けた県税事務所の長に、第2条第15号又は第24号に規定する自動車税の環境性能割又は種別割の減免に関する事務（同欄に掲げる事務を除く。）は当該減免に係る申請書を經由した県税事務所の長に委任する。</p>
<p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p>
<p>2～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p>
<p>第1条の2～第1条の6 (略)</p>	<p>第1条の2～第1条の6 (略)</p>
<p>(県税の減免)</p>	<p>(県税の減免)</p>
<p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。</p>	<p>第2条 所長は、次に掲げる県税を減免する。</p>
<p>(1)～(16) (略)</p>	<p>(1)～(16) (略)</p>
<p>(17) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が取得した自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p>	<p>(17) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が取得した自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p>
<p>(18) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指</p>	<p>(18) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人（社会福祉事業を行うことを目的とする法人に限る。以下この条において同じ。）のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指</p>

新	旧
<p>定を受け、又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが取得した自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の環境性能割</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業に係る施設への障害児又は身体障害者等の通所又は入所の用に専ら供するもの</p> <p>(19) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。第29号において同じ。）に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第27項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業（当該事業に係るサービスの提供を受けるために要する費用について県内の市町村の補助を受けている者を対象とする事業に限る。第29号において同じ。）を行い、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行つているものが取得した自動車で、居宅介護等事業の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p> <p>(20) 障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は就労することが困難な在宅障害者に対し、地方公共団体の補助を受けて</p>	<p>定を受け、又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが取得した自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の環境性能割</p> <p>ア （略）</p> <p>イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業に係る施設への障害児又は身体障害者等の通所又は入所の用に専ら供するもの</p> <p>(19) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。第29号において同じ。）に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第26項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業（当該事業に係るサービスの提供を受けるために要する費用について県内の市町村の補助を受けている者を対象とする事業に限る。第29号において同じ。）を行い、同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行つているものが取得した自動車で、居宅介護等事業の用に専ら供するものに対する自動車税の環境性能割</p> <p>(20) 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター又は就労することが困難な在宅障害者に対し、地方公共団体の補助を受けて</p>

新	旧
<p>作業訓練等を行う施設（以下「地域活動支援センター等」という。）を運営する者が取得した自動車で、当該地域活動支援センター等への身体障害者等の通所の用に専ら供するもの（第17号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税の環境性能割</p>	<p>作業訓練等を行う施設（以下「地域活動支援センター等」という。）を運営する者が取得した自動車で、当該地域活動支援センター等への身体障害者等の通所の用に専ら供するもの（第17号の規定に該当する自動車を除く。）に対する自動車税の環境性能割</p>
(21)～(26) (略)	(21)～(26) (略)
<p>(27) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第28項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供するものに対する自動車税の種別割</p>	<p>(27) 社会福祉法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、障害福祉施設、身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設、障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター又は介護老人施設への障害児、身体障害者等又は要介護者の通所又は入所の用に専ら供するものに対する自動車税の種別割</p>
<p>(28) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが所有する自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の種別割</p>	<p>(28) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定を受け、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業を行つているものが所有する自動車で、次のア又はイのいずれかに該当するものに対する自動車税の種別割</p>
ア (略)	ア (略)
<p>イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労選択支援、同条第14項に規定する就労移行支援若しくは同条第15項に規定する就労継続支援又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業に係る施設への障害児又は身体障害者等の通所又は入所の用に専ら供するもの</p>	<p>イ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援、障害者総合支援法第5条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援若しくは同条第14項に規定する就労継続支援又は老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業若しくは同条第4項に規定する老人短期入所事業に係る施設への障害児又は身体障害者等の通所又は入所の用に専ら供するもの</p>
<p>(29) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事</p>	<p>(29) 社会福祉法人、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人のうち、介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事</p>

新	旧
<p>業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第27項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業を行い、障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、又は老人福祉法第5条の2第2項に規定する老人居宅介護等事業を行つているものが所有する自動車で、居宅介護等事業の用に専ら供するものに対する自動車税の種別割</p>	<p>業者、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、同法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは同法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業に係る同法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者の指定を受け、障害者総合支援法第5条第26項に規定する移動支援事業の実施について県内の市町村から委託を受け、若しくは当該事業に類する事業を行い、同法</p>
(30)～(40) (略)	(30)～(40) (略)
第2条の2～第6条 (略)	第2条の2～第6条 (略)
(徴収金の納付又は納入)	(徴収金の納付又は納入)
第7条 (略)	第7条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
(削除)	7 第1項から第5項までの規定によるほか、個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、地方自治法第231条の2の3第1項の規定により知事が指定した者(以下この項において「指定納付受託者」という。)が納税義務者から納付の委託を受けたときは、当該指定納付受託者に納付させることができる。
7 第1項から第5項まで_____の規定によるほか、同項_____の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」という。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。	8 第1項から第5項まで及び前項の規定によるほか、第5項の規定により符号を用いて納付し、又は納入することができる徴収金は、法第747条の8第1項の規定により地方税共同機構が指定した者(以下この項において「機構指定納付受託者」という。)が納税義務者又は特別徴収義務者から納付又は納入の委託を受けたときは、当該機構指定納付受託者に納付し、又は納入させることができる。
8 (略)	9 (略)
第7条の2～第24条 (略)	第7条の2～第24条 (略)
(条例第35条第1項の規則で定める事項)	(条例第35条第1項の規則で定める事項)
第24条の2 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるゴルフ場の利用の区分ごとの利用人数とする。 (1)～(5) (略) (6) 法附則第12条の2の2の規定の適用を受けるゴルフ場の利用(第1号から第3号までに掲げるものを除く。) (7)～(11) (略)	第24条の2 条例第35条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるゴルフ場の利用の区分ごとの利用人数とする。 (1)～(5) (略) (6) 法附則第12条の2_____の規定の適用を受けるゴルフ場の利用(第1号から第3号までに掲げるものを除く。) (7)～(11) (略)
第25条～第37条 (略)	第25条～第37条 (略)